



第3章

基本的な考え方と施策体系



1 基本理念

多文化共生のまちづくりに向けためざす姿として、基本理念を定めます。

互いを認め合い 多様性を活力に みんなで創る 多文化共生のまち

近年では、外国人住民が年々増加し、ベトナムをはじめとした東南アジア諸国出身者の増加など、多国籍化が進んでいます。こうした中、誰もが安心安全に暮らすことができる社会の実現のためには、互いの生活習慣や文化、価値観の違いを認め合い、尊重し合うことが重要です。

また、外国人住民も共に地域をつくる一員として、誰もが能力を発揮し、活躍できるまちづくりに取り組む必要があります。

全ての住民の人権が尊重され、共に暮らす住民としてお互いを理解し、多様性を生かしながら、誰もが参画できる社会の実現に向けて、住みたいまちとして選ばれ、住み続けたいと思える多文化共生のまちをめざします。

2

基本方針と施策体系

基本理念を達成するために必要な3つの基本方針と、基本方針の実現に向けた施策体系を示します。

基本理念

互いを認め合い
多様性を活力に
みんなで創る
多文化共生のまち

基本方針

1 コミュニケーションを通じて
つながり合うまちづくり

2 誰もが安心安全に暮らし
続けることができるまちづくり

3 誰もが活躍できるまちづくり

施策体系

- 1 日本語学習機会の充実
- 2 外国人住民に伝わるコミュニケーション手段の普及
- 3 相互理解の促進と多文化共生の機運醸成
- 1 行政情報等の多言語化の推進
- 2 生活相談体制の充実
- 3 オリエンテーションとアウトリーチによる支援
- 4 こどもの教育機会の確保
- 5 子育て・保健・福祉・医療・介護等に関する支援
- 6 防災、交通安全・防犯の推進
- 7 住まいの確保と就労環境の整備
- 1 外国人材の受入れ支援
- 2 定着促進とキャリア形成支援
- 3 地域社会への参画と協働
- 4 海外都市等との国際交流

3 基本方針と施策の方向性

基本理念を実現するため、3つの基本方針を定め、めざす姿を明確にして施策を推進します。

基本方針1 コミュニケーションを通じてつながり合うまちづくり

外国人住民と地域住民が共に生活していくため、円滑なコミュニケーションを促進するとともに、交流を深めることで、お互いを理解し尊重し合えるまちづくりを推進します。

現状

- ・ 日本語を学ぶ目的が、生活のためや仕事のためなど、多様化している
- ・ 日本語が理解できず、生活に必要な情報を入手できなくて困っている外国人住民がいる
- ・ 日本語を勉強したい外国人住民が多くいる
- ・ 地域住民に「やさしい日本語」が認知されていない
- ・ 外国人住民のなかには、地域住民と仲良くなりたいと思っている人が多くいる
- ・ 外国人住民が増えることについて、文化や言葉、生活習慣等の違いから不安を感じる地域住民がいる

めざす姿

- ・ 日本語学習を希望する人に、希望に沿った日本語学習の機会がある
- ・ 生活に必要な日本語能力が身に付いている
- ・ 「やさしい日本語」が多くの地域住民に認知され、外国人住民とのコミュニケーションに活用されている
- ・ 外国人住民と地域住民や、外国人住民同士のコミュニケーションの機会が増えている
- ・ 多文化共生の理解を深める交流の場が身近にある

● 施策の方向性

施策体系	施策の方向性
1-1 日本語学習機会の充実	外国人住民が、生活に必要な日本語能力を身に付け、地域社会において、コミュニケーションを図り、円滑な生活が送れるよう、日本語学習機会の充実を図ります。
1-2 外国人住民に伝わるコミュニケーション手段の普及	外国人住民にも大切な情報が伝わり、円滑なコミュニケーションが図れるよう、「やさしい日本語」の普及・啓発に取り組みます。 また、翻訳アプリ等のICTを活用したコミュニケーションを推進します。
1-3 相互理解の促進と多文化共生の機運醸成	全ての人の人権を尊重し、相互理解を深め、多文化共生のまちづくりに向けた機運の醸成を図ります。

コラム

「やさしい日本語」ってなに？

やさしい日本語とは…

難しい言葉を言い換えたり、ルビを振るなど、伝える相手に配慮したわかりやすい日本語

やさしい日本語は、1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災をきっかけに、外国人住民にも迅速に災害などの情報伝達を行う手段として広まりました。

外国人住民だけでなく、こどもや高齢者、障がいのある人々に対しても、伝わりやすい言葉です。

あなたも、やさしい日本語を意識して使ってみましょう。

在留支援のための
やさしい日本語ガイドライン
(出入国在留管理庁ホームページ)



基本方針2 誰もが安心安全に暮らし続けることができるまちづくり

外国人住民が、様々なライフステージとその移行期で困ることがないように、相談・支援体制を充実させ、日本人と同様のサービスが受けられる環境をめざします。

現状

- 行政情報が外国人住民に届いていない
- 相談窓口があることを知らない外国人住民が多い
- 外国人住民にとって、日本の文化や生活習慣を理解することが難しい
- 外国にルーツを持つこどもが増加している
- 災害時に、どう行動したらよいか分からない外国人住民が多い
- 外国人住民の住宅確保が困難な状況がある

めざす姿

- 母語等の理解できる言語で行政情報が入手できる
- 困った時に相談できる窓口を知っており、自ら相談することができる
- 日本語指導が必要な全てのこどもが必要な指導を受けることができるなど、安心して学べる環境が整っている
- 外国人住民が安心して必要な行政サービス（子育て・保健・福祉・医療・介護等）を受けることができる
- 外国人住民が災害や防災に対する事前の備えができ、災害時には災害情報を入手し、適切な避難行動をとることができる
- 安心安全に暮らせる住居と就労環境が整っている

● 施策の方向性

施策体系	施策の方向性
2-1 行政情報等の多言語化の推進	外国人住民が必要な行政サービス等についての情報を受けられるよう、多言語での情報発信を推進します。
2-2 生活相談体制の充実	外国人住民が相談できる体制の充実と、その周知を図ります。
2-3 オリエンテーションとアウトリーチ※による支援	様々なライフステージとその移行期における体系的・計画的な支援を推進します。
2-4 こどもの教育機会の確保	外国にルーツを持つこどもの増加や多様化に対応し、全てのこどもが安心して学べる環境づくりを推進します。
2-5 子育て・保健・福祉・医療・介護等に関する支援	外国人住民が安心して生活をするために必要な行政サービス（子育て・保健・福祉・医療・介護等の各分野）を受けられるよう、多言語化等への取組の充実を図ります。
2-6 防災、交通安全・防犯の推進	外国人住民が、災害の備えを行うことができ、災害時に適切な避難行動ができるよう、支援します。 交通安全・防犯についての啓発を推進します。
2-7 住まいの確保と就労環境の整備	適正な居住環境の確保と、就労環境の整備を推進します。

※必要な人に必要なサービスや情報が届くよう、積極的に支援すること。

基本方針3 誰もが活躍できるまちづくり

地域の維持・活性化に向け、新たな外国人材の受入れや、外国人住民の備後圏域内での定着を支援するとともに、外国人住民との連携・協働を通じて、誰もが活躍できるまちづくりを推進します。

現状

- ・ 日本国内に就職する留学生の約半数が備後圏域外の企業や団体に就職している
- ・ 外国人材の受入れに興味はあるが、その方法が分からない企業や団体がある
- ・ 地域住民と仲良くなりたい外国人住民や、自分と異なる文化等を学びたい地域住民が多い
- ・ 地域の行事に参加している外国人住民が少ない

めざす姿

- ・ 留学生が備後圏域内に就職を希望し、就職した企業や団体に活躍している
- ・ 外国人材の受入れを希望する企業や団体が外国人材を雇用できている
- ・ 外国人住民と地域住民が共に地域の一員として地域行事等に参画し、地域の活性化につながっている
- ・ 外国人材が備後圏域を選び定着し、住み続けている

● 施策の方向性

施策体系	施策の方向性
3-1 外国人材の受入れ支援	外国人材を雇用している又は雇用を希望している企業や団体が、適正かつ円滑な外国人材の受入れができるよう、支援します。
3-2 定着促進と キャリア形成支援	職場体験などにより、留学生の備後圏域内の企業や団体への就職を促進します。キャリアアップができるよう、日本語の学習支援を産学官で連携して推進します。
3-3 地域社会への参画と 協働	地域の維持・活性化に向けて、外国人住民との連携・協働を推進します。
3-4 海外都市等との 国際交流	親善友好都市をはじめとする海外都市との交流を推進し、経済、文化、教育など様々な分野において市民レベルでの交流を推進します。